

狂犬病調査実施計画

1 目的

犬・野生動物等における狂犬病調査体制を整え、都における狂犬病対策の強化を図る。

2 経緯

平成 25 年 7 月、1963 年以降、狂犬病清浄地域として認識されていた台湾において、野生動物（イタチアナグマ）の狂犬病が確認された。これを受けて、厚生労働省から平成 26 年 8 月 4 日付健感発 0804 第 1 号通知（以下「国通知」という。）により「国内動物を対象とした狂犬病検査実施要領（以下、「狂犬病検査実施要領」という。）」が示されるとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号）第 15 条に規定する積極的疫学調査に当たって、狂犬病検査実施要領を活用するよう依頼があった。

都は、従来、動物愛護相談センターを主体として、各関係機関と連携し、狂犬病発生時に備えて、初動や出動時の体制を確認するための実動訓練、関係機関との連絡調整や役割分担を確認するための机上訓練、検体採取（脳摘出）の手技を習得するための検体採取訓練を実施してきたが、国の通知に基づき、平成 26 年度から都内の犬、野生動物等を対象として調査を実施することとした。

狂犬病の脅威から都民を守るためには、狂犬病対策の一層の強化を図っていく必要があることから、今年度も継続して狂犬病検査実施要領に基づき、都内の犬・野生動物等を対象とした狂犬病調査を実施する。

調査結果については国へ報告するとともに、東京都動物由来感染症検討会において調査実施状況を報告し、調査体制等について検証を行う。

3 調査対象

狂犬病検査実施要領に基づき、調査対象動物の犬・野生動物（タヌキ、アライグマ、ハクビシン）等について A 群から C 群までの 3 群に分類する。

A 群 獣医師による狂犬病の届出に基づき、検査対象となる犬等

動物愛護相談センターに咬傷犬として収容され、検診期間内に死亡した犬

動物愛護相談センターに収容され、狂犬病を疑う症状を示して死亡した犬等

咬傷事故を起こした後に捕獲され、致死処分された野生動物

B 群 動物愛護相談センターに収容されたのち、行動等に何らかの異常が認められ、譲渡不適として致死処分された犬等

衰弱した状態で保護され、致死処分された野生動物

C 群 動物愛護相談センターに収容されたのち、行動等に特段の異常は認められないものの、譲渡不適として致死処分された犬等

有害鳥獣捕獲等により捕獲され、致死処分された野生動物

4 調査期間及び頭数

(1) 犬等

A群について 随時

B及びC群について 随時、動物愛護相談センターにおける検体採取訓練に併せて行う。 4頭程度

(2) 野生動物

A群について 随時

B及びC群について 令和3年12月を予定。 2頭程度

5 調査実施機関

(1) 犬等

- ① 動物愛護相談センターは、調査対象動物の選定及び脳検体採取を行う。
- ② 健康安全研究センターは、狂犬病確定検査を行う。

(2) 野生動物

- ① 環境局自然環境部計画課は、提供可能な野生動物を確保した場合に、環境保健衛生課に連絡を入れ、野生動物死体を健康安全研究センターへ搬入する。
- ② 環境保健衛生課は、健康安全研究センターに野生動物の搬入について連絡する。
- ③ 動物愛護相談センターは脳検体採取のための職員の派遣をする。
- ④ 動物愛護相談センターは、健康安全研究センターの感染系動物飼育施設（A）（AB120）で、脳検体採取を行う。
- ⑤ 健康安全研究センターは、狂犬病確定検査を行う。

6 調査方法

(1) 犬等

- ・ 狂犬病検査を実施する対象を確保した場合、動物愛護相談センターは、環境保健衛生課へ連絡する。
- ・ 動物愛護相談センターにおいて検体を採取後、冷蔵若しくは冷凍保管し、採取当日又は翌日以降に、調査票（国通知様式1：犬・猫）等とともに健康安全研究センターに搬入する。
- ・ 健康安全研究センターは、狂犬病ウイルス検査（遺伝子検査または抗原検査（蛍光抗体法））を行う。

(2) 野生動物

- ・ 計画課に、野生動物の死体の提供を依頼する。
- ・ 計画課は、提供可能な野生動物を確保した場合に、環境保健衛生課に連絡を入れる。
- ・ 環境保健衛生課は、健康安全研究センターと検査実施可否等について調整を行う。
- ・ 計画課は、致死処分した野生動物の調査票（様式2：犬・猫以外）を環境保健衛生課に送付する。

- ・ 野生動物死体の健康安全研究センターへの搬入は、計画課又は環境保健衛生課が調整の上行う。
- ・ 環境保健衛生課は、動物愛護相談センターに職員派遣を依頼した上で、健康安全研究センター感染系動物飼育施設（A）（AB120）において脳検体採取を行う。
- ・ 健康安全研究センターにおける検体採取等については、動物愛護相談センター職員を派遣し、狂犬病検査技術の向上を図る。
- ・ 健康安全研究センターは、狂犬病ウイルス検査（遺伝子検査または抗原検査（蛍光抗体法））を行う。

7 検査結果

健康安全研究センターは、環境保健衛生課及び動物愛護相談センターに検査結果を報告する。

8 陽性時の対応

狂犬病と確定診断された場合には、狂犬病予防法第8条に基づく届出及び国への報告を行うとともに、狂犬病対応ガイドライン2013に準じて、関係機関と連携し対応を行う。

9 調査結果の取扱い

環境保健衛生課は、狂犬病検査実施要領に基づき、年度分（令和3年4月から令和4年3月まで）の結果を国通知様式3（エクセルファイル）にまとめ、厚生労働省健康局結核感染症課に提出する。また、東京都動物由来感染症検討会において調査実施状況を報告し、情報公開の方法や狂犬病発生時対応マニュアルへの反映等の検討を行う。